１　障害者の権利に関する条約

障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則とし、障害に基づくいかなる差別もなしに、すべての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進するための措置を締約国が取ること等を定めている。平成18年に国連総会で採択され、日本は平成26年１月に批准した。

第１条　目的

　　この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な共有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

　　障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

第２条　定義

　　この条約の適用上、「音声疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

　　「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

　　「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、共有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

　　「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

　　「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要することなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が必要な場合には、これを排除するものではない。

第３条　一般原則

　　この条約の原則は、次のとおりとする。

　　(a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重

　　(b) 無差別

　　(c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容

　　(d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ

　　(e) 機会の均等

　　(f) 施設及びサービス等の利用の容易さ

　　(g) 男女の平等

　　(h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重